

## マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う 「被扶養者異動届」の様式変更及びマイナ保険証の利用について

### ■被扶養者異動届の様式変更

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、原則、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。これに伴い、令和6年12月2日以降は、改定後の様式をご使用ください。

（変更点）

「資格確認書発行要否」欄、「理由」欄を追加しました。

マイナ保険証が利用できない状況にあり、資格確認書が必要な方は「必要」に○をつけてください。

但し、資格確認書の発行は以下の場合に限られますので、「理由欄」も必ずご記入ください。

- 1.マイナンバーカードを紛失したため
- 2.マイナンバーカードの更新手続き中のため
- 3.マイナンバーカードの電子証明書有効期限が切れているため
- 4.マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていないため
- 5.マイナンバーカードを作っていないため
- 6.マイナンバーカードを返納したため
- 7.マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため

※ やむを得ず旧書式を使用する際は、備考欄に資格確認書発行要否、理由をご記入ください。

### ■マイナ保険証の利用について

#### 12/1 までに加入された方（保険証をお持ちの方）

事業所にマイナンバーをご提出いただいている方など、健保組合でマイナンバーを登録できている方には「資格情報のお知らせ」をお送りしております。

（9/3以降、順次送付しております）

この「資格情報のお知らせ」が届いている方は、マイナ保険証を利用することができます。まだお手元に「資格情報のお知らせ」が届いていない方は健保組合にてマイナンバー登録が完了していないため、マイナ保険証が利用できませんので、健保組合までご連絡ください。

#### 12/2 以降に加入手続きされた方

健保組合でマイナンバー登録後、マイナ保険証を利用することができます。

マイナンバー登録は、マイナンバーが記載された資格取得届（被扶養者異動届）が健保組合に到着後、5日以内に完了します。

（マイナンバーが記載されていない場合には、マイナンバー登録ができない可能性があります。事業所の指定する提出方法により、速やかマイナンバーをご提出ください）

マイナンバー登録が完了し、マイナ保険証が利用できるようになった方には、「資格情報のお知らせ」をお送りします。

本件に関するお問い合わせ  
リゾートトラスト健康保険組合  
TEL.052-300-8728